水道料金・下水道使用料の免除及び期間変更のお知らせ

令和3年度より、水道料金・下水道使用料の基本料金を徴収します。

次の方については、申請により浪江町上下水道料金等が一部免除となります。

- ① 平成23年3月11日時点で浪江町民だった方
- ② 上下水道料金免除の申請時において、浪江町に住民登録のある方
- ③ 浪江町が発行する被災証明書の交付があった方
- ※すでに免除申請を提出した方は、再度申請する必要はありません。
- ※免除は浪江町の水道料金と下水道使用料のみです。また、事業用の水道料金及び下水道使用料は対象外です。
- ※免除できるのは原則1使用者1か所です。

【免除の内容及び期間】

	従量料金 (使用量)	基本料金
令和3年4月1日から令和4年3月31日	免除	徴収

【申請手続・必要書類】

役場本庁舎(住宅水道課上水道係)、二本松事務所、各出張所の窓口または郵送で手続をしてください。免除申請の手続をしない場合、料金免除とはなりません。(申請時から免除となります。)なお、世帯が別の人が代理で申請する場合は、委任状が必要です。

対象者	必要な書類
申請手続きをしていない方	①申請書(様式第1号) ②住民票の写し(申請日から3か月以内で個人番号(マイナンバー)の記載は不要)または被災証明書 ③本人確認ができる書類(健康保険証、運転免許証、年金手帳等) ※②はコピー可 ※③は原本を確認します。郵送で手続する場合はコピーを同封してください。
これから水道を使用 する方	・上記①~③の書類 ・開栓届

※令和3年5月から、納付書が届きます。

今後、水道を使用しない方は、住宅水道課上水道係に電話または「上下水道停止届」を提出してください。

「水道料金・下水道使用料のお支払いは、便利な口座振替の利用をおすすめします。」

申・問 住宅水道課上水道係 TEL0240(34)0234 申・問 住宅水道課下水道係 TEL0240(34)0231